

[事案 27-139] 契約者貸付無効請求

・平成 28 年 3 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

募集人が申立人（契約者）の配偶者を偽りして契約者貸付を行わせたことを理由に、申立人が返済した契約者貸付元利金相当額の支払を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 9 年 7 月に契約した無配当定期保険について、募集人は、自分の配偶者を欺罔して、契約者貸付の書類であることを秘して申立人の署名押印をさせて契約者貸付を受けさせ、貸付金を受領して費消した。その後、自分は、貸付利息が増えることを懸念して契約者貸付元利合計額を相手方に返済したが、本件貸付は募集人の詐欺による貸付であることから、契約者貸付元利相当額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本件貸付には、申立人の実印が使用され、印鑑登録証明書等も添付されていることから、申立人の承諾のもとになされたものであり、貸付金は、申立人夫婦と募集人との間の個人的な金銭消費貸借にもとづき募集人が使用したものであることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、貸付手続の状況について把握するため、申立人およびその配偶者ならびに担当者に対して事情聴取を行った。また、保険会社に対して、本件契約以外の契約の関係書類の提出を求め、契約者貸付時に必要とされる書類の確認を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の配偶者は契約者貸付の手続であることを認識して本件貸付の手続を行ったものと認められ、募集人が申立人の配偶者を偽りしたとすることはできないこと、および申立人の配偶者には本件貸付の権限が付与されており、本件貸付は有効であると考えられることから、契約者貸付元利金合計額の支払を認めることはできない。しかしながら、以下のとおり、本件は和解による解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 募集人は、申立人の自宅を訪問すれば申立人に会えることは分かっており、申立人の意思を確認することは容易であったにもかかわらず、本件貸付について申立人配偶者のみとやり取りし、申立人に対する確認を全く行っていなかった。募集人のこの確認不足が、本件紛争を生じさせる原因の一つになったことは否定できない。
- (2) 本件貸付金の振込先であった銀行口座を募集人が管理していたことは、著しく不適切であった。
- (3) 本申立に直接関わる契約ではないが、募集人が保険料を負担している契約があり、これは保険業法に抵触する不適切な契約であったといえる。このことは、本申立に直接関わることではないにしても、和解を相当とする一つの事情足り得ると考える。

